

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成29年8月10日（平成29年（行情）諮問第329号）

答申日：平成30年1月17日（平成29年度（行情）答申第421号）

事件名：東九州自動車道（特定区間）の現行ルート決定経緯が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

東九州自動車道（特定区間）の現行ルート決定経緯が分かる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「国土交通大臣」、  
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年2月24日付け国広情第401号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね次のとおりである。

処分庁が本件対象文書を不開示とした理由は「当該文書については保有しておらず不存在であるため」とされている。しかし、請求した文書は現在も建設工事中の高速道路「東九州自動車道（特定区間）」に関するものであり、実際に国から提示されたルートによって建設が進んでいる。これは別添資料（特定地方公共団体Aによる「公文書不存在決定通知書 特定文書番号A 特定年月日A」及び別紙）にもある通りである。

万が一、当該文書が「不存在」であれば「根拠不明なルート」で高速道路が建設されていることになるが、「決定していないルート」で道路が建設されることはありえない。

高速道路建設は巨大な公共事業であり、国民の税金も投入されている。公共インフラである高速道路のルートを決するまでの経緯を記録した文書は必ず存在するはずである。処分庁が不開示とした理由の「保有しておらず不存在」は、社会通念上も著しく合理性に欠け、現実離れたものである。異議申立人が請求した文書は「必ず存在する文書」であるため、対象文書の全部開示を求めます。

(資料は省略)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件異議申立てについて

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、「東九州自動車道(特定区間)の現行ルートがどのように決められたのか(複数の案が検討されたのかどうか等)、その経緯がわかる文書」(本件対象文書)の開示を求めたものである。
- (2) これを受けて、処分庁は、本件対象文書の不存在を理由とする不開示決定(原処分)を行った。
- (3) これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めて諮問庁に対し、本件異議申立てをした。

#### 2 東九州自動車道について

東九州自動車道は、福岡県北九州市を起点に、大分県、宮崎県を經過して鹿児島県鹿児島市に至る延長約436kmの高速自動車国道である。

当該道路は、九州縦貫自動車道をはじめ、九州横断自動車道や九州横断自動車道線延岡線(建設中)と接続されることで、九州全域の連携・交流が強化され、広域的なネットワークによる物流体系の確立や、広域的観光ゾーンの開発・支援等に寄与するものと期待されている。

#### 3 東九州自動車道のルート決定に至る手続について

東九州自動車道(特定区間)については、平成3年12月3日に開催された第29回国土開発幹線自動車道建設審議会(平成15年12月以降は国土開発幹線自動車道建設会議に引き継がれている。以下「国幹審」という。)で接続地が決定された後、福岡県がルートに関する都市計画案を作成し、都市計画決定並びに環境影響評価の手続を平成11年12月1日に行い、ルートを決定している。

ルートに関する都市計画案の作成者及び都市計画決定者は福岡県であるが、福岡県が都市計画案を作成するにあたって、国土交通省九州地方整備局(中央省庁再編前は建設省九州地方建設局であったが、以下、時点にかかわらず「九州地方整備局」という。)は、東九州自動車道(特定区間)の路線などの調査・検討を行い、その結果内容を福岡県に提供している。

#### 4 原処分に対する諮問庁の考え方について

異議申立人は、本件対象文書は必ず存在するはずであると主張していることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

- (1) 上記3のとおり、東九州自動車道(特定区間)のルート決定について、路線などの調査・検討までを九州地方整備局が行い、その後の詳細決定については経過する自治体の事務に委ねられる。
- (2) よって、本件対象文書に該当する文書は、上記3に挙げる九州地方整備局が福岡県に提供した路線などの調査・検討に関する文書であるが、

国土交通本省では保有していない。

(3) なお、路線などの調査・検討を行った九州地方整備局において、地方整備局文書管理規則（平成13年国土交通省訓令第78号）33条1項の規定により、本件対象文書の保存期間を3年としていたが、保存期間が満了したことから既に廃棄されている。

(4) 本件異議申立てを受け、改めて処分庁に対し、担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

#### 5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも諮問庁の上記判断を左右するものではない。

#### 6 結論

以上のことから、諮問庁としては、本件対象文書の不存在を理由に不開示とした原処分は、妥当であると考ええる。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月15日 審議
- ④ 平成30年1月15日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

#### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 一般的に、高速自動車国道を整備する際には、国幹審の議を経て、国土交通大臣が以下の点について決定することとなっているが、基本計画の後に決定する整備計画の段階でも、実際の細かなルートはそこに記載されず、経過する市町村名が記載されるのみである。

(ア) 基本計画（国土開発幹線自動車道建設法5条に基づく）において、

- ①建設線の区間、②建設線の主たる経過地、③標準車線数、④設計速度、⑤道路等との主たる連結地及び⑥建設主体

- (イ) 整備計画（高速自動車国道整備法5条に基づく）において、①経過する市町村名、②車線数、③設計速度、④連結位置及び連結予定施設、⑤工事に要する費用の概算額及び⑥その他必要な事項（施行主体）
- イ 実際の詳細なルートについては、上記ア（ア）の基本計画が決定されて上記ア（イ）の整備計画が決定されるまでの間に、都道府県においてルートを決定し、都市計画決定や環境影響評価を行うこととなっている。
- ウ 本件の東九州自動車道（特定区間）についても、上記第3の3のとおり、平成3年12月3日に開催された第29回国幹審において接続地等の議を経て、同月20日に基本計画が決定され、これを受けて、福岡県がルートに関する都市計画案を作成し、都市計画決定並びに環境影響評価の手続を平成11年12月1日に行い、ルートを決定している。
- エ 以上のように、本件における詳細なルートに関する都市計画案の作成者及び都市計画決定者は福岡県であり、九州地方整備局では、福岡県が都市計画案を作成するに当たって、同自動車道の路線などの調査・検討を行い、その結果内容を福岡県に提供しているのみである。つまり、九州地方整備局は検討資料を福岡県に提供しているものの、その後の詳細決定については経過する自治体の事務に委ねられているということである。
- オ なお、東九州自動車道（特定区間）の整備計画は、平成11年12月24日に決定されているが、国幹審に福岡県からルート決定に関する資料等が提出されることはない。
- このため、本件対象文書に該当する文書は、上記エに挙げる九州地方整備局が福岡県に提供した路線などの調査・検討に関する文書であるが、国土交通本省では保有していない。
- また、路線などの調査・検討を行った九州地方整備局においても、保存期間（3年）が満了したことから既に廃棄されている。
- カ 念のため、本件審査請求を受け、本件対象文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を入念に探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。
- (2) 本件対象文書を保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明を覆すに足りる事情は認められない。
- したがって、国土交通省において本件対象文書を保有しているとは認められない。
- 3 異議申立人のその他の主張について  
異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左

右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、国土交通省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司